

(趣旨)

第1条 この規定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第3項の規定に基づき、小金井市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び職務代理人)

第2条 協議会に会長及び職務代理人を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 職務代理人は、委員のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。
- 5 職務代理人は、会長を補佐し、会長及び座長に事故があるとき、又は会長及び座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(座長)

第3条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、協議会の進行及び意見集約を行う。
- 3 座長は、委員のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び会長（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、特定事項について調査、検討を行わせるため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(委員以外の者の出席等)

第6条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、公開することが協議会の適正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域安全課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年6月30日から施行する。